

ハンターの皆さんへ

無線機は

ルールを守って、 正しく使いましょう。



アマチュア無線を使用する場合は、
電波のルールを守って正しく運用しましょう。

アマチュア無線のルール

- ・アマチュア無線は金銭等の利益ではなく、もっぱら個人的な無線技術の興味に基づいて行うものです。
- ・無線局の免許及び無線従事者の資格の両方が必要です。
- ・免許状に記載された周波数及び空中線電力の範囲内で運用して下さい。
- ・通信する際は、免許状に記載されたコールサインを必ず送出して下さい。
- ・周波数の使用区分(バンドプラン)に従って通信して下さい。
- ・特定の周波数を独占して使用することはできません。

144MHz帯及び430MHz帯において、 FM無線電話が運用可能な周波数	144MHz帯	430MHz帯
	144.70~145.80MHz	431.40~431.90MHz 432.10~434.00MHz 438.00~439.00MHz



免許を受けずに
無線局を開設
又は運用した場合は、
罰せられます。

外国規格の無線機(FRS、GMRS及び MURS)は国内では使用できません。

FRSやGMRS等の外国規格のトランシーバーやGPS付きのMURS
ドッグマーカーが、インターネットショッピング等で安価で出回っています。
これらの機器は日本の技術基準に合致しておらず、国内では防災行政
無線や放送事業用無線、地上デジタル放送などの重要無線通信に障害
を与えるおそれがあり、国内での使用は禁止されています。